

大久野小学校 いじめ防止基本方針

いじめ問題への対応は、児童一人一人の人権を守り、安全・安心な学校生活を実現するために、極めて重要な教育課題である。大久野小学校においては、全教職員が、いじめ問題に対する認識を高め、迅速・適切な対応を徹底するよう、以下の方針に基づいて行動する。

1 いじめとは何か(いじめの定義)

(1) 法令上のいじめ

いじめ防止対策推進法第2条第1項

・この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

即ち、いじめとは、「児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。従って、相手に心身の苦痛を感じさせた場合、たとえそれが「好意で行った言動」「意図せずに行った言動」「衝動的に行った言動」であっても、いじめとなる。

(2) 社会通念上のいじめ

法令上のいじめのうち、「好意で行った言動」「意図せずに行った言動」「衝動的に行った言動」以外で、「故意に行った言動」に該当するいじめをいう。

(3) 重大性の高いいじめ

社会通念上のいじめのうち、①「継続性がある」、②「すぐには解決できない」、③「被害児童が心身の苦痛を重く感じている」、④「加害児童がいじめの意識が低い、または故意の意識が強い」といった「4つの要件」のどれか一つでも該当するいじめをいう。

上記④の「加害児童がいじめの意識が低い」というのは、自己の言動によって相手が苦痛を感じているにもかかわらず、指導後もそのことを理解せず、自己の非を認めないため、同じような言動を繰り返すことが懸念されるような場合をいう。

以前に比べて、いじめの行為は、大変幅広く定義されている。これは、被害を受けている児童の気持ちを重視することの表れであり、学校ではきめ細かな対応が求められる。「いじめは、どこにでも、誰にでも起こり得る」という認識をもって対応する。

2 いじめ問題への基本的な考え方と具体的な対応

いじめは重大な人権侵害である。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童はいじめを行ってはならない。本校では、すべての児童が深刻ないじめの被害を受けないよう組織的な対応を重視するとともに、保護者・関係機関との連携・協力を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(1) いじめの未然防止のために

① いじめに対する児童の意識を高める。

- ・「友情・信頼」「思いやり・親切」をテーマとした道徳教育の充実を図る。
- ・いじめ防止の視点から、人権課題「子供」に関する人権教育を実践する。
- ・各学年で、いじめ防止教育プログラムを実施する。
- ・SNS東京ノートを活用して、情報モラル教育を行う。
- ・自己肯定感を高めるとともに友達のおよさや個性を認める学級経営を推進する。

② いじめに対する教員の意識や対応力を高める。

- ・いじめ防止のための各種資料を活用するとともに、いじめ問題に関する研修会を実施する。
- ・教員自らが人権感覚を高め、不適切な言動を取らないよう服務研修会を実施する。

③ 保護者・地域住民の理解と協力を得る。

- ・学校・学年・学級だよりや保護者会を通じて、ふれあい月間の周知、本校のいじめ防止基本方針の説明、各学級での取組の紹介等を行う。

(2) いじめの早期発見のために

① 児童の人間関係やトラブルに関する情報収集に努める。

- ・「いじめ実態把握及び対応システム」(注1)、児童対象のアンケート「いじめ実態調査」を活用する。
- ・児童・保護者からの相談や情報提供には真摯に耳を傾け、必ず事実確認等の対応を行う。
- ・スクールカウンセラーと児童との面談の機会を設定する。

② 教員間での情報の共有に努める。

- ・日常的にスクールカウンセラーを含む教員間の情報交換を行う。
- ・生活指導連絡会を活用する。
- ・管理職、生活指導主任への報告・相談を徹底する。

(3) いじめ対応の充実のために

① 大久野小学校 いじめ対策委員会を設置する。

- ・メンバーは、管理職、生活指導主任、保健主任、支援教育コーディネーター、関係する学年の担任、その他
- ・いじめ問題への組織的な対応を行う。

② 「いじめ実態把握及び対応システム」(注1)に基づき、軽微ないじめも見逃さずに指導・対応する。

- ・特定の教員で抱え込まず、迅速且つ組織的に対応する。
- ・被害児童や、いじめを知らせてきた児童の安全や落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・徹底した事実確認を行う。
- ・加害児童に対しては、毅然とした指導を行う。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自己の問題として捉えさせる指導を行う。
- ・指導後の継続観察を行う。

③ 保護者・関係機関との連携・協力を図る。

- ・関係児童の保護者に対して、迅速に説明・助言・家庭での指導依頼等を行う。
- ・町教委、子ども家庭支援センター、民生児童委員、医療機関、児童相談所、警察との連携を進める。

(注1)いじめ実態把握及び対応システム

